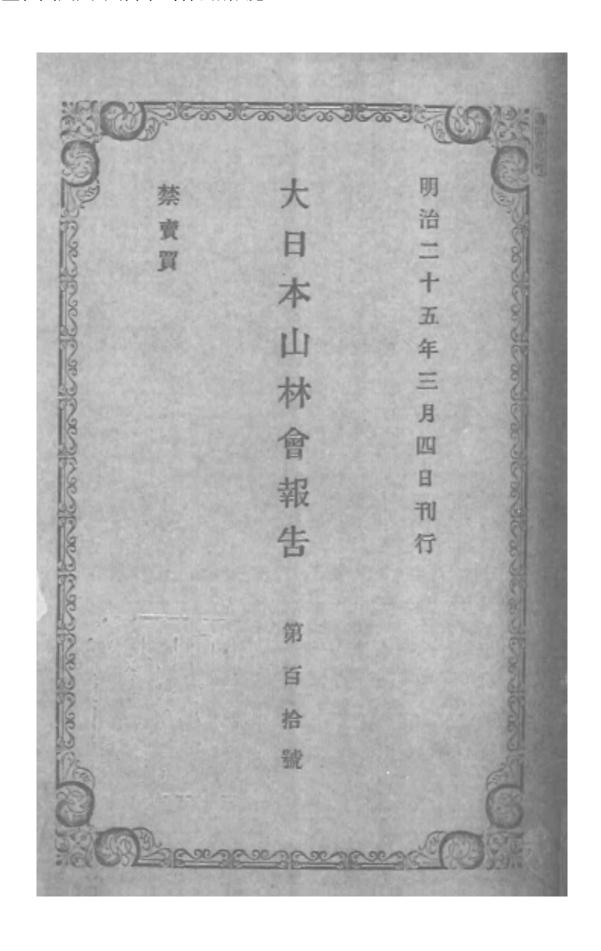
# 青森ヒバと秋田スギの美林誘導プロジェクト ~日本三大美林温故知新~

資料編



は天然林二多少ノ人為ラ加ヘテ以子改夏セン所ノモノトス林ノ間ニ族在セルモノナリ又其成立メル大概天然林ニッテ合日ノ夏林ナルモノハ林、濶葉樹林及ビ二種ノ羅裔林ニシテ獨葉樹林大凡七八分 ラ占メ 愚豬林 六此針彌二二余ノ語ズン所工機シテ官林ノ狀況ナリトス)比等森林ノ種額 ラ大別スレバ針薬樹

ラー々分館セントス(話o 其述以所ノ地方ノ順序へ余露が旅行セン大第二機ルナリ)各縣総カニニ三ニ過ギズ今次三比五縣下ニ状ケツ森林ノ種類配置英他一切、狀況以獨葉樹林ノミ故ニ利用ニ道ス以良林へ蓋と儘少ニシテ大森林ト解スペキモノヘルモノへ日ニ盤役ノ為メニ荒陰ニ館と發存セ以所ノモノハ大超線山発斤ノスラザスルトラ得ペキモノトス岩手宮域山形モ亦森林二區シカラズト雖旧某利用ニ道スモノニシテ之二加フルニ水雪ノ扁柏ヲ以テスツトキハ以予我國ノ三大森林ト號爾王縣下中秋田青森へ張モ良林一宮メリ即・秋田ノ杉青森ノ羅護柏、鎮ニ國著ナル

私へ、メプラ本倉三参倉数シマセンノデ諸君ノ中ニモ今日而メテノ御方力多う○北海道ノ林木二代テ(歌//) 徐別會員 梁 田 政 輔



滥

武ては森林旅行をして御館になり、或は後藤林學士が森林旅行の 説明を されま すからそれ でみりま 質が殆ど届相に劣らぬ立派な木とである、庇と が一般に鸛って居る所が美事なのである、尙ほ之にまで見害しい、併ながら青森の とっが三大美林として諸る所は天然林の大面積と、殊にとべの木の性は杉から比ぶると立派でない、尙ほ今日はマメ手が十分届かぬから林相が美になって居らぬ、極く組で杉のやうなものは日光に當らぬ所は枝が落ちますから下から見ると立派でありますが、青森の とべ小さな陰樹であって日光に當らぬでも顧にる木であるから下に枝が落ちないで躁山着いて居る、それ生へて居る、奈良などの人造林のやうではない、古い木もあれば若い木もあるやうになって居る、極く田の杉と共に本邦三大美林の中に数へられて居る、最も青森のと、は天然林であるから極く不規則に前は終りに落んでチョッと申したいことがあります、弘青森縣のといは天然林であるから福く木間に

第一なり、火は獨で立たね、木に由て立つ、木は人の身體なり、木の大きくなるのは心を用ゐるにあは庶味がある、人は五行を以て立って居る、今日五行を鉄けば一日片時も立たさるなり、其中火は土佐守、第三は山なり、此三つが一番大切である、此家運獅子などは誰も知って居るが、第三の山にはれた準輕信政公の簽記に斯う書いてある、我一門に對して大切な事三つあり、第一は家運、第二は藩公が此背森縣の森林に十分意を注いだ一例を懇れば丁陛天和の頃……即ち二百年前青森の英主と言南部藩の林政が邀って居ったのである、殊に津輕藩の林政は最も有名な立派でものであります、今津輕斯の如くに青森縣の森林は日本の大美林として立派であるのは無論是まで交通が不便であり、或は人

さいませぬから是で御死を棄ります( 指手)るに就ては特別經營を十分やッて行かねばちらね、マダ私は御話をしたいこともありますが時間もでした富濃にしたいと考へます、折の如くに青森縣の森林を改良し常用の途を聞き國家の一大富源とす開き、さうして青森縣の森林をして歐羅巴諸國のぐうに一町步十圓の純牧人があるぐうにして國家のえ青森の森林に從事する者は深く藩祖の金言に就て十分意を用めて森林を保護し改良して常用の途を能は塁げてないが、兎に角二百年前の藩分が斯の如く森林を大切にされたのは餘程卓見であります、我此米も全く津輕蕃公の御蔭である、今の藩主の金言の中には森林の直接の利益のみにては其間接の効は素が是だけ御集りになったのも津輕藩公の御蔭である、又青森縣は米の收鏈が七十四萬石あるが、は富を用めたものであります、それが為に今日三大美林として誘る森林が存在して居るのである、今次一郎を森林が月むられるのである、それは時く魔変もありましたらうが、兎に角大器林政に就では、京る元を高さるりました、山は三つの中で最も大切なものである、斯の如くに舊水準輕蕃及は

衞生上より植物を觀察しての光線の作用を論ず

髂壁士 竹 中 成 癥 君 頌 說

物が、衛生上に關して居ることを少しばかり御話致さうと考へます、斯う云ふ席では成るべく短いのをいせぬ、今日の如き御晓館に御語するのは如何と存じましたが、後膝林學士からタッてと云ふので維私は竹中成態と申しまして當地の女立病院長でございますが、醫學以外に就て何も知ッれこともござ

11

附記 國境附近ノ林祝第五空 粉氷施業法

<u>स्</u>रा

4(1)

## 南部滕太森林調查書(即書子名)

属三大郎沙玉道・御牧良ヲ組徳セリ武を組ノみ指には(別郷園西参照) 広ノ如と開発スグラ宮・攻が本字正常はマスニョリ面番はクシュンナイヲ巡察ニル線のリ以前を都予みチラ王 森林間及八本島、森林ニタグル将本地突は、京徳ラ作が、日的ラリラ北位の林紀面影等ラ前品迅速。

( )	₩.	,	<b>周</b>
( in the state of	アニア党内		
H	ミックヨーフカ及ウラ	ンジミロアカ方面	
H.	ガルキノサラスコエジ	ダナイブを方面	
<u>K</u>		/ 4 以上的	
<b>&gt;</b>	国際はノトロミロック	ンシェンナイ沿	

#### **密 医数型附**

雄三直ンルカ松三第三部開発員ラッテ式一生3分換セシス國境附近ノ森林=関シラハ日路國備名 五組ノみ控試域ハ各組悉ク球定期間9以夕開発ラ丁セシト維織り第五版(海岸級迷毘

段上ノ成績=依テ之ヲ観ルトキハ関査は強勇ノ面徴ハ百三十三萬団歩修ニシテ北中未立木地と除クト キ 、 現在 )生立 木地百二十六 茂三千 除町 歩 ナリ 材 散 ハ 母 菜 樹 三 優 九 干 六 百九 十 三 高 尺 か 瀬 栽 一 干 一 百七十一萬柳條子八五孫來告孫ノ教役地入為スヘキば被約五初下見從了衛左一利用而放及林猴子得へ

- 1、 周結代十川域巨砂
- 二、朴戬五百八十五四五千捌

投客尺~合計二位三千三百五十九刊尺~

假リニー百年ノ格役別トセハ年役師ハニ百三十三四尺ゲノ多キュジュ

第四章 利用上ョリ観タル本邦内地森林トノ比較

関査所域内ノ森林・略測面就百三十三萬町歩ニシテ之ラ本邦内地鉄林ニ比較スツハ青森縣内閣有林全 面除ノ凡二倍ニ和常ス次ニ森林配信ノ鉄徳ノ斛収スル郡ヲ罪クレハアニリ弾内コルケコファ守在掛内 告禁市ニ猴セハリュトガ、ボャナイ、シリタム、ライトマリ、ノトロハ以テ内算部後隔長科数旧事館即二 アラグリ、知床師ノ宇島、以テ田名都及大田岬(以上下北宇島ト郡ス)二比較スルテ得(シリユトカ 以西ノ森林ノ住良ナルハ内真都以西ノ炎親ニ劣ラス下北宇島森林ノ比較的不良ニシラ利用ノ途朱夕閉 ケケバハ恰モアラクリ、トンナイティ地方ノ延載不低ニシテ利用スパコト党ハナルト和限タリ背縁遭

|女||脱場方数株/ 製智コック酸出く似アメ (面様はトンナイキス、ノグケン、オジュ电池方 | 作っ於ケ ア良林ョリ海外館出ニ使ナルニ比スヘク海岸地方ノ池村距高ノ有標等い後ニ征タハ永久的居住ナルト **近こ在ラニー時的テルト略ノ大小二相違アリト雄天然ノ配遣い並々相似タルモノアリ北他代木郑紫ノ** 彼二在ラハ冬季塩二行ハルルコト本島二次ラモ亦之ヲ哲行スルヲ得へり多季ノ段数ト雖伐木事業ヲ完 全ニ行ラノ四路、昨冬日ニ之7分り長等諸般ノ関係所が類似ノ距多り並ニ本邦三大美林ノーナル特 歌ノ張林ト比較ラ取りタル、後、己二的外國人ノ常二生目スル所ナルラリテ本的張林ノ聪明スルニ於 を描えて過控ナラレ語タグライナン

容務(容談招(鄒説柏)茶ヲ以ヶ有名ナル所ニシラ秋田ノ杉秋木食ノ玉木林(「ヒノキ」「サリュ」、金枚: 「ヒ、」描)ト幷と称シラ本邦ノ三大美林クリ背萊柏林中最モ客名ナルハ内真都(背旅ノ面力三里像)地 方ニシテ内長部ロリルニ里ニシテ焼山ト郡スル山頂ニ路館セハ四時数里ノ田皆宿ノ路活トシテ林相ノ 彼メラ良好ナルモノアリ故ニ内外國人ノ背族ヲ通過スル者ハ瓦協族林事業ニ開係アルト否トニ物ラス 武炎駅で関邦センが盗が飛ナリ比談がト對比シタウンを適色するハリューカ河流域を終れてきなる <u> カラジミロフカョリマンカ街道ニスリ常水路(リユトカ河上部二十里像川幅十八間)ノ 葡萄ア渡り約</u> 二里ニシラ海拔二百四十光ノ郎ニ強り四方7周段スルトキハ椴松ノ密林道ク十数里ニ直り設設トシテ 既正ナク四ニ身、林ノ孫ニ在ルカ如天下何者と驻视为克ク之と比肩ひ谷へき然ひとそ今、草倒ノ時

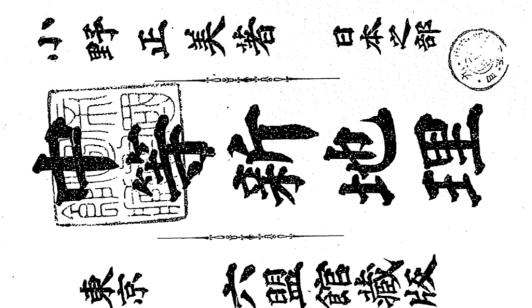
王七

 足等を免かれざるべし。大方諸士之が指摘の券を惜ますん好意を謝す。但、余の不敬なる何。或は事實の誤謬記事の過不效一氏の助力を受けたる處缘からす。茲に誰みて右諸氏の書中の語格及び事質の修正等に就さて知人諸氏特に黑澤種上に關しては坪井博士鳥居龍造氏の桁数を受け、其の他

明治三十四年十二月

图 . 加

111



○銀等最"置災分り"確証は、一般に産されどら、除臭の恐山下、受疑の産額に至ぐ。其の他釜石の鐵鐵鏈級の石炭・中田政に本邦中第一に位し、全國總産額の過年を占め。個は、約3分、本国の特色にして、特に秋田縣を第一とす。秋田は、その、特に強を以て古米其の名高し。○森林は各地に繁茂すれた。○女然には馬の浴登場。盛に行行はれ、南部三春の産は、第一とす。後、大韓の一とな。然に行はれ、南部三春の産は、持済一とす。後、大韓の一、監禁・開島の両際に最、多し、桑樹は、配島豚を高は、東頭は、一、大蒜地よく開け、る色りて、農塩は、配島豚を

稀織・等の名世に高し。陶淡器は、會準燒・會津塗の産蟲、多し。薬の最。盛なるは、山形・宮城の附解にして、米澤織・仙蓮平・人近海九、著名まり。○上染は機災の外、寒ぐべきもの少し。機を思とす。○沿海は、到る處漁利多く、特に岩手・青森附照の

### 乙回部

區に分つ。 西部は地勢と便宜とに逃えたを近畿·中國·凹國·九州の四

### 近德區

**之ご左の畝府縣にみ婚す。 縣域上尹谈・尹後・但爲・海陟及び族路の五'國と合ひ'乳時、地勢上,近江・紀伊(三 頂縣に随する小都を除く)の二國と、常塚は,山塊·大和・河内•和泉・攝独の幾內五'國と中心とし、** 

地方 語 中域、国部

入十五

【一不論告膜、父母兄弟孝友之號及節秘容於有之は都來行、即奉行、目付方より見及問及太弟、忿謂以為

一度文元小六月廿一日諸法度之書付被仰波 告 五元ろれたるの別数かるに辺あらず共祥なる者は即移敬又は御規式敬辱あるを以て姓う姓為所謂的とこかられ吉凶によりて確式を設けられ或は諸常付の様式 約5mmの とに送るまで選予所あるとまて上本滅破する所のもの側に共一政を率るのみ其官職に従

本の政治に必を逃されたると殆んを五十年に目れり上は文物典なよう下は農工の細事政

男 武德校荡池元衛編

淫 整 信 以 3 軍 矯

二中師村、相内村、蓬田村、後羽村、躑邊地等の山林場所を殴り神木伐採を禁せらる 三直文三年三月出即四郎右衛門、一戶林兵衛、三部十兵衛、國總兵衛、三部左五衛門申立を村野山江 中、北は木戸口技術越深小手坂田、東は長澤山造切、南は杉村熊野林切儛庭へ右衛門渡江の外の中、北は木戸口技術越深小手坂田、東は長澤山造切、南は杉村熊野林の伊隆氏の いて御波立に仕度民歌は恋軒に付拾五間に武治問に被下腹三年の年奉遣き申上候宮軒より興緒二

【「偕政交御窓に我等一分に對し大切を思ふ事三ヶあり第一に家還なり第二に土佐守 (端) 地第三に 山なり家連嫡子迄は誰も氣の付く事もあるべし第三山といふには意味のある事也仔細は人は五行 そ以立つも今日の上にも五行一つ鉄ては日用片時も不立ちの也其内にも火は第一也然るに火は河 り立たす木によりて立つもの也されば木は人の躍の第一在り此木の出る路は山也木の多くなる耶 は心を用ゆるにあり然るに火は形なきものにて木によらされば立事なしされば木なくして水め麓 きものは火也其外家財家居木の用衆て数へ難し就て木の不足なきよみにするは山なり山を大切に するは萬民性命を保つ耶の元なれば山を大切に思ふどの御意なり又別して東奥の地は寒氣猛烈な る故山林に深く心を用されば成木碗し後世に至るまて上下能々山林に心を用ゆへしても

\*\*\*

# 平成25年度 森林及び林業の動向

# 平成26年度 森林及び林業施策

第186回国会(常会)提出

#### 2. 我が国の森林整備を巡る歴史

我が国では、過去に過剰な伐採による森林の荒廃を経験したものの、伐採跡地等への植栽、保育、間伐等の森林整備の努力により、その回復を図ってきた。戦後の森林整備は、主な施業が植栽、保育、間伐と変遷する中で、森林に対する国民の要請は内外の情勢の変化の中で多様化してきた。

以下では、我が国の森林整備を巡る歴史について、 森林に対する国民の要請と森林整備の課題の変遷に 焦点を当てながら記述する。

#### (1)戦前までの森林整備等の状況

#### (江戸時代まで)

我が国では、古来、森林資源を建築用材、薪炭等の燃料、農業用の肥料、家畜の餌等として利用してきた。これに対し、森林整備の取組は、造林の記録が断片的に残ってはいるが、その多くは川岸や海岸を守るためのものや、建物、街道、村落の周辺の防風や美観のためのものであった。

江戸時代を迎える頃になると、人口の集中した江 戸や大坂等の大都市で城郭や寺院をはじめとする建 築用の木材需要が増大したこと等から、全国各地で 生活用、農業用、建築用等のための森林伐採が盛ん に行われるようになり、森林資源の枯渇や災害の発 生が深刻化するようになった。

このため、幕府や各藩によって、森林の伐採を禁じる「留山」が定められるなど、森林を保全するための規制が強化されたが、あわせて、公益的機能の回復を目的とした造林も推進されるようになった。寛文6(1666)年に幕府が発出した「諸国山川掟」では、森林開発の抑制とともに、「川上左右之山方木立無之所二八、当春ヨリ木苗ヲ植付、土砂不流落様可仕事(川上の左右の山で木立ちのないところには、今年の春より苗木を植えて、土砂の流出が起きないようにすること)」として、河川流域の造林を奨励している。また、林政に関する優れた論者も現れ、治山治水の考えに基づく土砂流出防止林や、水源滋養林、防風林、海岸防砂林等が各地で造成された。

また、大都市等での需要に応じ、木材生産を目的 とする造林も行われるようになった。大都市に近く 河川での流送の便が良い地域では、造林を伴う本格 的な民間林業が発達し、現在に至る林業地が形成さ

#### **コラム** 「国の宝は山也。山の衰えは則ち国の衰えなり。」(江戸時代の林政論)

江戸時代には、森林の荒廃による森林資源の枯渇や洪水等の深刻化を受け、領主階級のための「林政論」が唱えられ、実際の政策にも大きな影響を与えた。

江戸時代初期の秋田藩家老渋江遊光は、その遺訓で「国の宝は山也。然れ共伐り尽くす時は用に立たす。尽さ <u>ざる以前に備えを立つるべし。山の衰えは則ち国の衰えなり。</u>」と記すなど、森林保続の重要性をいち早く主張した。こうした考え方から、秋田藩では比較的早い時期に留山制度を導入した。

また、岡山藩に仕えた儒学者の熊沢蕃山は、「山川は国の本なり。」「山は木あるときは、神気さかんなり。木なきときは、神気おとろへて、雲雨ををこすべきちからすくなし。」「木草しげき山は (中略) 洪水の憂いなし。山に草木なければ (中略) 洪水の憂いあり。」と記すなど、森林の荒廃への対策として伐木の停止、造林、計画的な伐採を説いた。こうした治山治水論に基づき、主に西日本で土砂流出を防ぐ林、東北諸藩で水源滋養林が設定された。

一方、儒学者の山麓素行は、領主が山林管理体制を確立して計画的に造林や伐採をすれば、山林は藩財政に寄与すると主張した。素行の林政論は、尾張藩木曾や弘前藩等の林政に影響を与えた。

さらに、森林を区分して順番に伐採して回復を図る「輪伐」や、伐採に際して未成熟な樹木や稚樹は残して天然更新にあてる「択伐」といった考え方が提唱され、18世紀になると単純な禁伐に替わる方法として各地で実施された。

これらは、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、木材等生産機能等を重視して、その持続的な発揮のために森林の整備及び保全を図るべきとする考え方や政策であり、我が国の森林・林業政策の源流であると言える。

資料:徳川林政史研究所(2012)森林の江戸学,東京堂出版

東京大学農学部演習林報告, 121, 173-208 (2009)

### 青森県津軽地方における官地民木林の史的展開過程

#### 赤池慎吾\*

### The Establishment and the Historical Development of Kanchiminboku Forest in the Tsugaru Area of Aomori Prefecture

Shingo AKAIKE \*

目 次

- 1. 問題の所在
  - 1.1. 研究の背景
  - 1.2. 研究の目的
  - 1.3. 研究の方法
  - 1.4. 対象時期と区分

#### 注・引用文献

- 2. 前史: 弘前藩における林野制度
  - 2.1. 弘前藩の木材生産
  - 2.2. 弘前藩の林野制度
    - 2.2.1. 御本山
    - 2.2.2. 見継山
    - 2.2.3. 抱山
    - 2.2.4. 仕立見継山
    - 2.2.5. 田山
    - 2.2.6. 野山
    - 2.2.7. 秣場
    - 2.2.8. 舘山 (建山, 建林, 立山)
    - 2.2.9. 漆仕立山
    - 2.2.10. 試植林
  - 2.3. 弘前藩林野制度と土地所有権

#### 注・引用文献

<sup>\*</sup> 東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学真攻林政学研究室

<sup>\*</sup> Lab. of Forest Policy, Department of Forest Science, Graduate School of Agricultural and Life Science, The University of Tokyo

#### 2. 前史:弘前藩における林野制度

#### 2.1. 弘前藩の木材生産

弘前藩の成立及び木材生産の沿革については、すでにいくつかの文献及び研究があり、ここではそれについて必要な限り適宜要約するにとどめる $^{1}$ 。

1567 (永禄10) 年、大浦為信(後の津軽為信)が南部勢力を一掃し,1589 (天正17)年に秀吉より朱印状を下附され弘前藩の基礎を築き上げた。その後、津軽氏は1869 (明治2)年に版籍を奉還するまで12代にわたり津軽地方一円を統治していた。その領土は推定429,993 町歩、うち林野面積が67%を占め木材生産は稲作生産と同様に藩の重要産物として位置づけられていた<sup>2)</sup>。

弘前藩成立初期の木材生産は、領内の木材需要に応える御用材生産が中心であった。領主直轄 生産による無秩序な伐採は天然林の枯渇をもたらし、いわゆる尽山化現象が深刻化した。4代津 軽信政の治世に至り、森林資源回復のための利用規制と造林政策が展開されていく。信政為政下 には留山・停止木の設定、盗伐・野火の取締り等の利用規制が強化され、弘前藩林野制度の基礎 が築かれていった。同時期には新田開発の一環として津軽半島西岸の海岸防砂林の植林活動が開 始され、延長10里・幅1里におよぶ屏風山の造成事業が開始されている。

中期以降は、天然更新に加えて領主直轄による積極的な造林事業が展開され、1693 (元禄 6) 年から 1702 (元禄 15) 年の9年間に 135万本以上の造林が実施されている。また、この頃より 伐出施業に輸伐施業法が導入され、木材生産が回復したといわれている。

このように、弘前藩における林野の管理経営は、強い利用規制と育成的林業の展開により実現されてきた。明治期以降、弘前藩により管理保護された膨大な蓄積を誇る津軽半島のヒバ(ヒノキアスナロ)、南津軽方面のスギは国有林経営の重要な資源として明治政府に引き継がれることとなった。

#### 2.2. 弘前藩の林野制度

官地民木の成立過程を明らかにするためには、弘前藩における林野制度の概略を示す必要がある。本稿では、林野庁(編)『徳川時代に於ける林野制度の大要』<sup>3)</sup>(特に出典を断らない限りは、同資料に拠っている)に依拠して、弘前藩林野制度の概略を示すと共に、管理収益の主体を林野庁(当時の山林局)がどのように把握していたかに焦点を当てる。

#### 2.2.1. 御本山

弘前藩の森林面積の大部分を御本山が占め、藩は81ヶ山<sup>4</sup>)を五大区域に分けて管理経営していた。御本山の管理保護は山奉行以下の山方役人がこれにあたり、取締りは山方締役及び山役人が実施していた。

1798 (寛政9) 年,藩は山林事務の大改正を行い,御本山並びに田山・舘山・仕立見継山は山役人と山下村々が相互に取り締まることとなり,山下村々は五軒組合を組織し連帯責任で藩より委任された御本山の保護管理が命じられた。隣保共助を原則とする五軒組合による御本山の管理は大きな効果を発揮したといわれている5)。

御本山の伐採制度は留山と明山に明確に区分され、前者は飢饉等の緊急の場合には御救山として開放されたが、それ以外は原則禁伐林である。留山における伐採・採草は厳しく取締りが行われ、留山の停止木<sup>6</sup>)を盗伐した者は村追放に処された。また、留山内で柴薪を採取した者だけ

東京大学農学部演習林報告, 121, 173-208 (2009)



# 印刷局的問會發行內

# 日本核制史資料数田藩

- 資-16 -

# 農林省編纂

大旨覺

山林之儀、積年剪盡しふ至り、不毛之山のみ多く相成候山、尤其所こより耕作草飼等之要 所可省之候へと下筋を高不足之在處際と開得候得と强于其沙汰よる不可依偏三人不 足のため取立行屆かね候み、別を北野・金光・寺野の贖野之如きい、恋・柏・雑木之類植立置候 ハゝ自然村居取立候發端とも可,成、且此度巡覽之内こも阿仁より比內立越候大野岱と 唱候平原數里ニ及廣大なる事ニ候、右等之所指考候る先年之通り牧取立とも田畑ニ遠 候得て可然哉ニ候其節郡方吟味役へも粗噂いたし候事ニ候得て心得居候筈ニ候近年 諸産取立と號し候內如何敷事も相開得候得え其向ふれゐて可,遂吟味,田畑開發難,行屆, 山野さ、第一諸木取立追年其功も著敷様いたし度也、

九月廿一日

十一月十六日

[林取立役定書]

申談候,

林取立役に爲心得申含候演舌覺

一木山近年代盡こ相成當時之姿こてい平年御家中に被張置。候御村木小羽も指支。畢竟 大山方仕法相弛候故、中古迄ハ御材木仲出御利潤も貳萬兩程も有」之、一方御借相立候

山林保護

山林巡迴

儀え各被心得候通候、御領中三分一、御田地、三分貳、山處三相當候程ニて、御林之儀 大御田地ニ次候産ニて第一水ノ目ニ相成御田地根元ニも相立候然ル所近年之多ニ

成行候い、御國上之盛衰る相係り不容易御事ニ候、佐て三四年來大山仕法御改正被 、成候方通ニる御改行屆候ハノ、治五年も過候ハノ自然中古ふ復し、往々數千金宛御備 よる可相成第一者各々勤情ニ相預り候事故、是上猶又舊染不相泥御改正之御趣意こ 基キ、山林守護相立候儀事一出精可被致候、以來勘情取調御賞聞よ預候儀ニ可、申候ハ →被仰倉候問週山等無意被預勘候張て時々申談候へとも猶又ケ條を以御沙汰之上

- 一廻山之儀え、春、秋惣廻山い勿論、杣所付孫等之序こも共向寄不時廻山致、不郡諸山之儀 委曲館々館る不心得候てい不相成候事故、一ト通之廻山こてい蔭々之吟味不行屆使 然不好」成行候問隣々まても吟味行同候様、一門被致候、尤廻山每度、澤峰之字所、青木・
- 雜木之多少山林之盛衰等具,相考、繪圖添書載:致可被指出候、 一廻山每度重り候得者村方物入こも相成候事故、自然御百姓氣受ヶ後不、宜山林衰可相 至候二付週山之節土產物等を始村々人馬宿々賄等品至这村方費品不相成候樣心付

御政之御趣意ニ不具候様ニ可被致候

一盤村之人氣ニ從ひ如何様こも申論、林立候様可、彼、致候

三七九



滥

就ては森林旅行をして御鹽になり、或は後藤林學士が森林旅行の 説明を されま すからそれ で分りま質が殆ど届相に劣らぬ立派な木とである、庇とパー般に鸛って居る所が美事なのである、尙ほ之に末で見害しい、併ながら青森の とっが三大美林として誇る所は天然林の大面積と、殊に とっの木の性は杉から比ぶると立派でない、尙ほ今日はマメ手が十分届かぬから林相が美になって居らぬ、強く組で杉のやうなものは日光に當らぬ所は枝が落ちますから下から見ると立派でありますが、青森の とっかさな陰樹であって日光に當らぬでも顧のる木であるから下は枝が落ちないで課出着いて居る、それ生へて居る、奈良などの人造林のやうではない、古い木もあれば若い木もあるやうになって居る、極く田の杉と共に本邦三大美林の中に数へられて居る、最も青森の と 、は天然林であるから孫く不規則に信後りに落んでチョッと申したいことがあります、此青森縣の と 、の林と云ふものは木曾の届柏、秋

第一なり、火は獨で立たね、木に由て立つ、木は人の身體なり、木の大きくなるのは心を用ゐるにあは意味がある、人は五行を以て立って居る、今日五行を缺けば一日片時も立たさるなり、其中火は土佐守、第三は山なり、此三つが一番大切である、比家運獅子などは誰も知って居るが、第三の山にはれた準輕信政公の簽記に斯う書いてある、我一門に對して大切な事三つあり、第一は家運、第二は蕃公が此青森縣の森林に十分意を注いだ一例を懇れば丁陛天和の頃……即ち二百年前青森の英主と言南部藩の林政が邀って居ったのである、殊に津輕藩の林政は最も有名な立派でものであります、今津輕斯の如くに青森縣の森林は日本の大美林として立派であるのは無論是まで交通が不便であり、或は人

さいませぬから是で御死を棄ります( 指手)るに就ては特別經營を十分やッて行かねばちらぬ、マダ私は御話をしたいこともありますが時間もでした富濃にしたいと考へます、折の如くに青森縣の森林を改良し常用の途を開き國家の一大富源とす開き、さうして青森縣の森林をして歐羅巴諸國のやうに一町步十圓の純牧人があるやうにして國家のえ青森の森林に從事する者は深く藩祖の金言に就て十分意を用めて森林を保護し改良して常用の途を能は塁げてないが、兎に角二百年前の藩分が斯の如く森林を大切にされたのは餘程卓見であります、我此米も全く津輕蕃公の御蔭である、今の藩主の金言の中には森林の直接の利益のみにては其間接の効は潰を用めたものであります、それが為に今日三大美林をして誘る森林が存在して居るのである、今は意を飛林に用ぬられたものである、それは時く廃麦もありましたらり、兎に角大器林政に就てり、あら云ふ御意でありました、山は三つの中で最も大切なものである、斯の如くに舊水津輕蕃及は

衞生上より植物を觀察しての光線の作用を論ず

解學士 竹 中 成 嶽 君 頌 說

物が、衛生上に關して居ることを少しばかり御話致さうと考へます、斯う云ふ席では成るべく短いのをいせぬ、今日の如き御晓館に御語するのは如何と存じましたが、後藤林學士からタッてと云ふので維私は竹中成態と申しまして當地の女立病院長でございますが、醫學以外に就て何も知ッれこともござ

# 凑林省編纂

目本核制史資料。多前藩



印刷局的問會發行

資永四年四月

15%

付废率何之旨申立候付額負に強爾山率行對談之上申付候様こら被申其段万右衛門 2日 選之右書付こる勘定率行に遭之、

[實永四年日記]

一御目付方よぞ申立候者、

規御印板礼

燒御印板札之題、

**杣取、右者山方加役之御物頭に渡申候、** 

**御湿上札、是ハ御城付御物頭中に渡り申修、** 

夜中通礼,男通礼,女通礼,

右三品ハ御留守居組頭に渡り中候、

#### 四月二十六日

#### [寶永四年日記]

一山木三郎左衛門小山內新右衛門中立候者飯詰御留山當年迄三拾年餘罷成候處近年 盗机多入條付、附村木山役人共押置申候、尤當年八別る山方吟味申付候處、今成右山所

見分之上中立候者右仰仍山之內より雜木伐出申候付事之外衛衛二罷成其上雜木取 候山子共入込衛小角小丸大・垂木類盗出、荷出或馬附任夜中盗出、尤平物・大角物、雪之 內雪點引二任候綠相見得申候由候之中上候前又名何方二多落槍御留出之內雜木伐 取候儀御停止御座條付右御留山雜木一切伐を申問數之旨、山役人共に申付候、此段御 斷申上候、則郡密行口為被仰漢被下医密谷候、

一山役人共よぞ日上書丼右御留山る盗木見出書付共左申上候、

一个二間九大

11 年 1 长

一同木九尺丸太

大水

方之通飯詣村領御留山とち澤よと簿合之長根盜伐候由、山役人工藤万左衞門·三上吉 兵衛阿保金十郎見當、同村庄屋頂鹽候由中立候、尤御留山左之通申立候、

一作左衛門簿

医园田

1 花 學

右回腳

一石節低節節

右回腳

一とち躍

在回灣

しると懸

右同斷

右之澤々者飯酷村領先年よる御留山被仰付候得共雜木之分者御免被仰付候之故在

寶永四年四月

エスセ

資永四年四月

開雑木御母李存願候趣、委細書付丼山之圖共差田之、人山守共折々相廻勿論山役人不斷二人宛罷在候婚分贪談仕候いゝ盗木有之間數候罷越候外ニ無御座。於之飯語村百姓之內五人諸鄉役御母ニる山守一役相勤申候、右五柴立こる右之五ケ所之澤計不斷薪取申候、此以後雜木御留山飲何付候る者、金木山に所雜木御留山彼何付候る村々之者共壽取差支申候、九八ケ所有之候小澤御座候得共、日二の差出候者、飯詰檜御留山之內、作左衛門譯花澤石師砥野澤とち舉不凱釋右五ケ立候付、三即左衛門新右衛門書付相添差出候付、郡奉行の贪議申付候處、左之道代官書

一右書付代官今座左衛門·劉馬嘉茂助差出候付、郡率行派書こる申立候者、

代官中立之通山役人二人不斷版請村陽有共上山守五人諸役御送引こみ相勤申録之限越取出申號御座候處御留山被仰付優い、数百ヶ村之者共迷惑仕候右山方之儀に、中通藤崎組よ至下五六ヶ組を用水堰普請柴杭此皮御山奉行御留山申立條飯請山に近年、雜木山苓段々伐鑑飯間山よる上こ者只今杭柴薪切可,中山所凌無御座條之故、內等能引こ仕相見得申候由こみ,雜木共御留山申立候書付御渡被遂候付贪讓仕候處、麼能之處,此後御山奉行よ至申上候、檜小角丸木垂木類夜中盜出平物大角物者雲之飯請山檜雜木立五ヶ所只今迄檜者伐取候之歲御停止被仰付,之雜木者御留山二無補飯請山檜雜木立五ヶ所只今迄檜者伐取候之歲御停止被仰付,之雜木者御留山二無補

其段山奉行并郡奉行に為中證之尤書付こる勘定奉行品遇之、三條問重多在に道梅堰普請入用相波候樣是又勘定率行裏書之通り可申付候旨被申雖儀可申候問勘定奉行裏書之通雜木赦免可申付候、山役人見出未者庄屋預置候之由山奉行謝奉行代官由如之通薪山遜所殊百姓山守四五人為加勢被仰付目繼任を只今迄之通雜木伐候樣被仰付庭之旨中立條付別問數度相廻目繼任候いゝ類盜取條俄為成衆可申候其上こ為梅盜取條內、山役人丼

五月十二日

[資永四年日記]

一劉賜万右衛門申立候者

同 村 彦 十 郎柳ケ窪村 古 右 衛 門根仕立高無

下米・考共へ被及仕立高無

こる勘定率行に造之、 申立候付平右衛門に申蓮、當分一俊宛相渡候様こら被申其段万右衛門に申遺、尤書付山諸木相守申候然者只今一切給物無御座候間、右二人に御米三使宛被下置候様こら右兩人数年間を出相勤候、午年 こを仕立被仰付 秘拾五万本餘柳窪村領大彈迦村領

鹽水四年四月 五月

1入九

## 【公益社団法人 大日本山林会所蔵】



- 資-23 -

### 【公益社団法人 大日本山林会所蔵】

取るなりと新さけて逐次に進めは五十年間脂を取り得って鉄後は伐木して流動趣言をし掛く氣を付て逐次に進めは五十年間脂を取り得って鉄後は伐木して流動趣言を

する者よりも良らす在の兩法共化左の三種の産物をなすか故に未質を良くす併し是れば無理に木に躓を入らするが故に種子は自然に成木數をふやして枯れるまてなすへと此法は多く木の盛に生長する時に施すものなるに根元のみならす周りに何所となく疵を付けいと此法の木を枯し盡す法なり疵の右は生木より永年数脂を取る法なり苦し少しのことにて枯れる木なれば遙慮なし

る数脂第三は「ハラーム」「ガリボー」に芥の交りたる数脂の皮を利用は金へ流れ込みたる者第二、オリボ医脂に皮を剝きたる磁へ汁の如く出た

得るなりたるはかりの物にして製すれば精慶物を祖も的烈迷壁煙青海動煙青等を

〇 蔥 秋 田 藩 山 林 嗣 法 及 懷 如 孫 中 九 鶴 林 萃 十 )

即ち本豚の盛况を顧逸せさるはなかりき新る名盛を惜したりと山林も維新後露水本縣山林の隆盛著大なるは世人の知る所にして談偶々山林の事に及へは

14

回と五

第山掛山と罹し鎌山に係る所用木は木山方吏員中より無遇して之れを介稿せし木監践等の事務を主籍す然とも鎌山に私ては共近傍の官林を區分して山饋或は門状、師町全土地の便宜によりて所轄を區別し林取立役等分張して権種栽培伐て木山方を構成し替内六ヶ所に木山役所を開設し離粃糊与師町堆酪館場を保管を無いて各種を告ける事を締または関方な用ないは関定率行時改なない。 政権の関係ははは定率行時成及債例の要を務終して参考に充っるをとし、のとは保護を得さるよう今日の妻况に至りとものならん今の国よう時勢後はなるに維新後百度弛陰に際し自然人民の愛林心をも消滅し軍に限前の小利にて協伐其宜しきを得加るる人民は流行の愛林心をも消滅し軍に限前の小利にならまは日はない。 は、るなり、日はなは、まななり、一次を本にはなるない。

る三分形式は頂方け林と稱し宝宮七氏の法を囚て其利をみの下るの傾倒なり即及八民の請願にして官林都中或は官地を借り私衆を以て植樹を為したる者は之の多少により主候の族籍に列し或は笛字帶刀を許と以て左右衛子るの例なりのをものなりの民林にして其土地と樹木をを併せて之を献納する者へは其弘等確はしいるものるり然れとて其土地と樹木をを併せて之を献納せて者近に出は祖立元分のと所のとう機を見る存款に著れるを併せて之を献納せて者近に忠己な妻元分のと所のとう機を見るないと発験性悪朴栩菩提樹等の諸犬は智木を稱して容易可のと所なう但以及諸村のて新民者以て辞談木を下渡し褒賞鑑業を評して宜祖の不足を別のと所なり但し此内確との慣例ありて或は雑木と雖とも一切研究を禁じたると呼れま分で二種さず一を御店出き云ひ二を独上はさ云な御直出は良材森るもうと只食木に際し官民杯を區別は古人を持いたるの官別ならのでのでは、「就に書時は総て官民の別のたるとのなりの官別は

**州今州** 

# 農林省編纂

# 目本核制史資料数田藩



的問問問會發行

煎可飯行曲事もの也、

右之通村々百性共此旨急度可補守之若違背之者於有之者當人ハ不及申其所之肝

裏判を以可治之、但小羽・垂木・るはひい免許之事、

一自今以後百姓屋作杉檜木停止之事、郷廻衆を以可和調之、申立品こより赦免之者これ

一丈术·垂木·厚小羽仁即山ゟ取、如前度之山子勝手次第久保田に出商實可,仕事、

但裏判こる可治之事、

一杉・檜木い仁別山之外岩川山・馬場目山・中津又山を冷被。留置、熊事、

一山子自分之寅村木、雑木こる仁即山岩川山馬場目山中津又山其外小阿仁山之外る

十步一钦

AND WALL

薪買上直段

一小阿仁山代:仁別山被明智韶伐御入付村木可被仰付僕山于自分之拂村木一切停止

一右同山こる薄小羽取候儀、宥免之間、如昼度取、久保田に出商實可、仕候、但新規之山守

一雄小羽之宴、仁別山こる取候木於行之い豚手次第之事、

寬文九年二月 九月

患

共 山方長左衛門殿

一仁別山る剪出候薪納壹釜ニ付、極印銀拾匁宛伐子とも二被下候、御買直段、

一同納意釜こ付極印銀八匁宛御公儀に差上伐子共ニ釜木こる数下候直段、

小阿仁山ニる諸村木取候儀ニ付被仰渡候次第之事

一小阿仁山 n 多秋田分之者、諸村木·坂·垂木等 n 至取候儀一切停止之事、

を付置候間、薄小羽外こ何木こるも小阿仁山中ゟ取出し申はしく事、

二月十九日

右之通相定候間可有御勘定候,以上,

酉二月十九日

[御乳紙/型]

九月八日 [御乳紙と部]

取出し、給人、百性、町人望次第商賣可、仕候、但船越、仁別於、兩所干步一役可差上事、

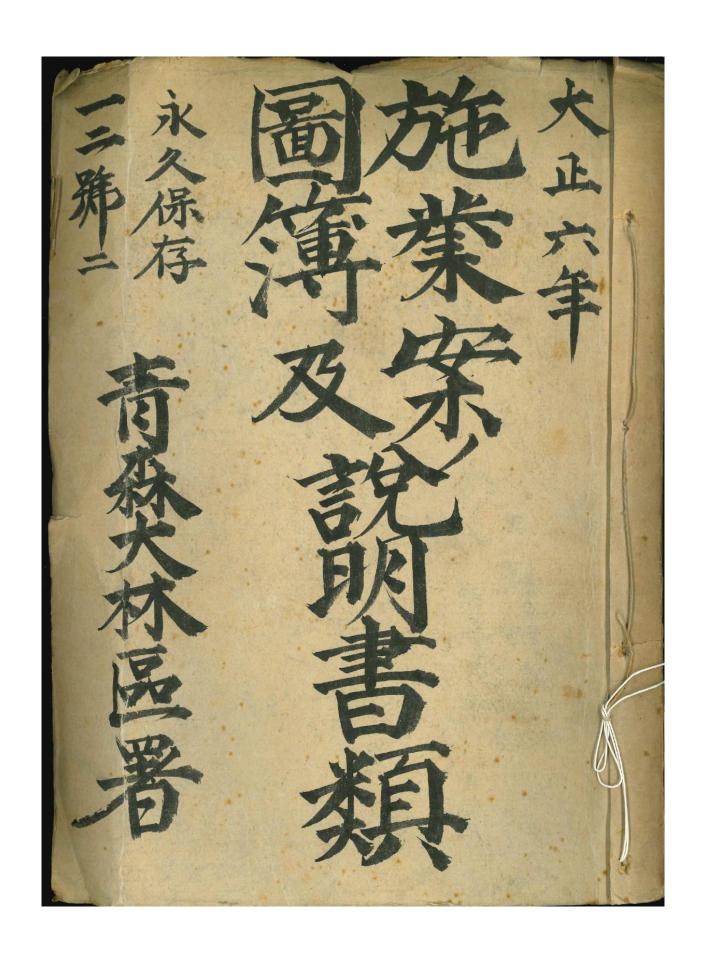
一羽板取出候骸停止之事、

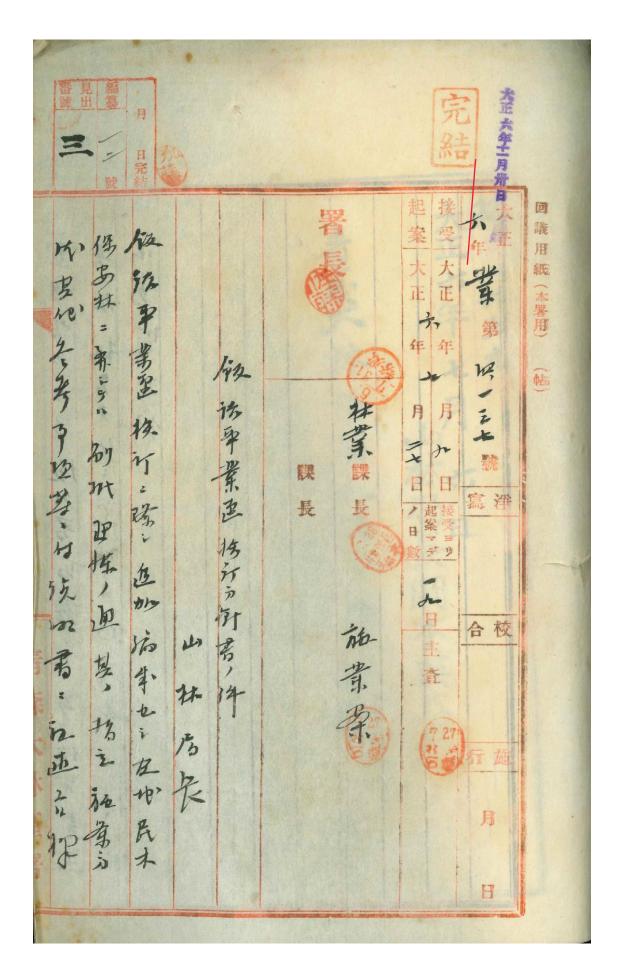
一右羽板之儀失料板仁別ゟ取出し勝手大第商賣可任候。能越亡別兩所を出し候ハゝ拾 歩一役可治之隆付よて久保田に出候いゝ役可宥赦之叛長サ六尺五寸幅い木有女策、

寬文九年九月八日

1 1

令右衙門 (無禁)





飯語事業 區 港 亲 秦 養 養 養 養 養

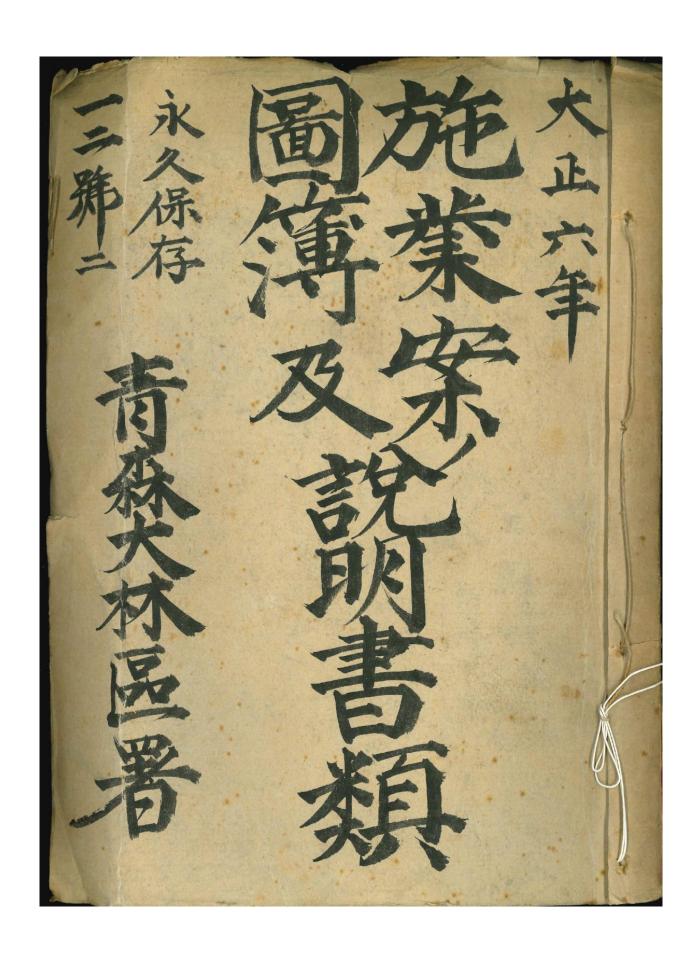
と後前り後、慈輩をうし、コトラ朝ス三日り生と、異面とうし、コノナラ朝天を理して、し、」、日本奏文、治軍史三記載之、治軍史三記載を種事業後失案、其、豫英國、實行也与心心、後天正五年度及六年度三属スル 所供追放者不失、大正七年度目、実行、豫徒ョソチ茲を一門、江口、日口、於殿、今本十一問環場部合へが標本ニョしり が殿いを林供は、上口は場場部合へが標本ニョしり が殿いを林

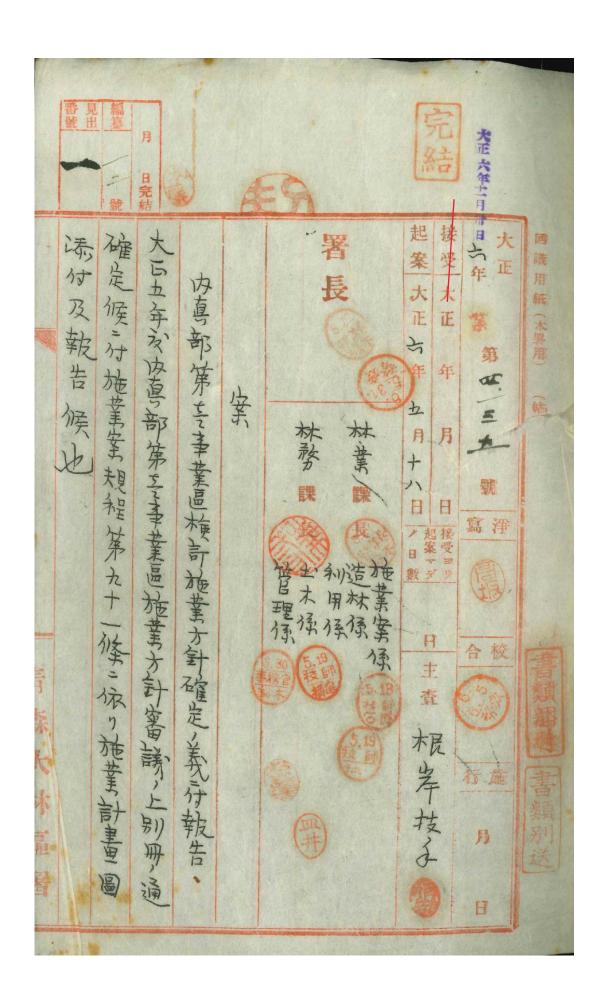
结果大三面目了新二七號今日殆之八六,跡与尾林區 署 設置以來 極力之力 防止医江二势 又久以村子盗伐 七子 役等,所要 月 满夕之夕日之王英,该菜民、 圆有林二入了于各自 敛又止魔 一處上良又儿子,少力月之王其,後庭 藩區縣一衛一師部院往一於一六十八字 華 藩 林制,屬 峻力 月之夕 又 盜代

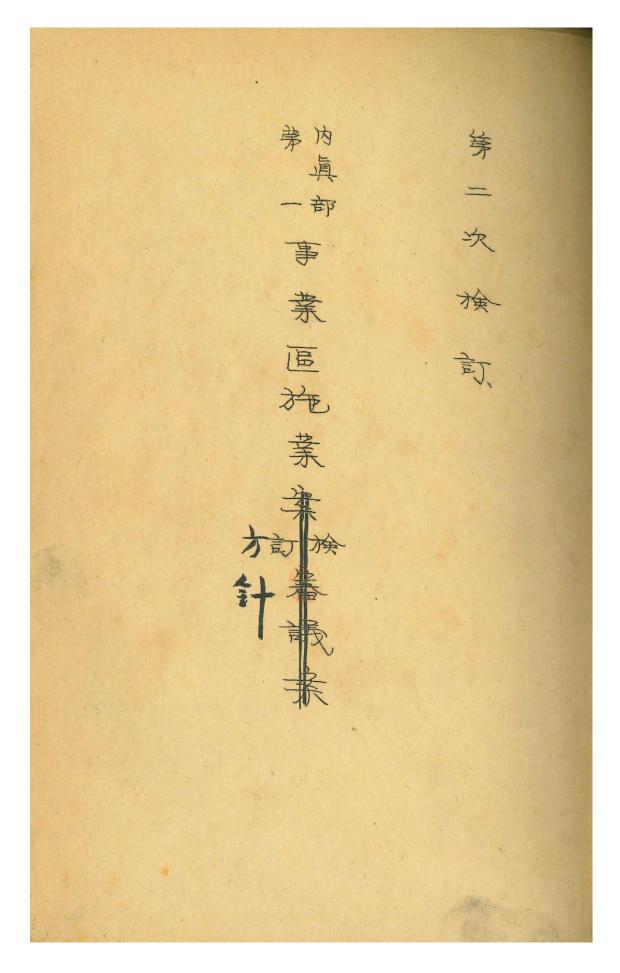
七、注意強視 三葉スへキモノアリナスにき、ナトレトモ火災等三関シテ、常三局三層に果り呈しりりてり其、他天然、等トンテ、神記ス、漸次改め、國有林管理上二於子益、良好十に結り入及以上、如ノニンテ本事業 温一大 トル人萬、害ストモノニンテ其、量、如干極メテ僅 カナルモリナリュ至いり、夏田市、自家田々村、料、得二トリニモ」のは、東に下京、徒二ン下海は、京東、スルモ

今過去,後每高月表示又以次,如己

			-		11/1		1		. 1	1)	11.	, ,		<i>-</i> 1.	-FQ				
辛度い		* *		歌	37	食		大	旧	· \\		×	- 3	*		IEM	一种	本・台	
411 1921	松市	M F	水布	対策	會落	下版	厂		ちた	廖	格	が猿	歐	*	核標	"风春	下 图	歐格	
9 9			17111	1.24	a	1	A O	Bow	邨	元站	御	411	미석석	이하네	,4	<u> </u>	即	月月	
K	111	1 140	**	_	-	11	<	018	ょく	18	04	1	٥	11011			세	PMII	
H	110	1	1	<b>∤°</b> 0	可们	I B	1 ]	批	19	14	아내	_		F			<	01101	
Ш	110	1/41	404	-	+	IIX	ijο	批	1 111	11	ogo	出土	¥	411			7	+	
Ð	1/1	1111	交	~	+	4	朴	公立	All	112	e e	A	1	田八点	用帽	11 लोक		+	
											• • • • •								







## 【公益社団法人 大日本山林会所蔵】



- 資-36 -

### 【公益社団法人 大日本山林会所蔵】

取るなりと新されて逐次に進めは五十年間脂を取り得へし、然後は伐木して流動瀝青をし

する者よりも良らす右の兩法去化左の三種の産物をなすか故に未買を良くす併し是れば無理に木に躓を入らするが故に種子は自然に成水敷をふやして枯れるまてなすへと此法は多く木の盛に生長する時に施すものなるに根元のみならす関りに何所となく疵を付けいと此法の木を枯し盡す法なり疵の右は生木より永年极脂を取る法なり苦し少しのことにて枯れる木なれば遙慮なし

る极脂第三はパラー4」「ガリボー」に芥の交りたる数脂の、一枚脂は壺へ流れ込みたる者第二」ガリボ医脂に皮を剝きたる虚へ汁の如く出た

得るなり在は取りたるはかりの物にして製すれば精慶物も油も桁須近壁煙青海動煙青等を

〇 蔥 秋 田 藩 山 林 嗣 法 及 懷 如 孫 田 嶽 北 苑 函 数 邓 孝 子 )

即ち本縣の盛侃を爾道せるるはなかりき斯る名麿を博したりと山林も維新後箇末本縣山林の隆盛著大なるは世人の知る所にして談偶々山林の事に及へは

计入月

回た五

る三分形式は頂方け林と稱し宝宮七氏の法を囚て其利をみの下るの傾倒なり即及八民の請願にして官林都中或は官地を借り私衆を以て植樹を為したる者は之の多少により主候の族籍に列し或は笛字帶刀を許と以て左右衛子るの例なりのをものなりの民林にして其土地と樹木をを併せて之を献納する者へは其弘等確はしいるものるり然れとて其土地と樹木をを併せて之を献納せて者近に出は祖立元分のと所のとう機を見る存款に著れるを併せて之を献納せて者近に忠己な妻元分のと所のとう機を見るないと発験性悪朴栩菩提樹等の諸犬は智木を稱して容易可のと所なう但以及諸村のて新民者以て辞談木を下渡し褒賞鑑業を評して宜祖の不足を別のと所なり但し此内確との慣例ありて或は雑木と雖とも一切研究を禁じたると呼れま分で二種さず一を御店出き云ひ二を独上はさ云な御直出は良材森るもうと只食木に際し官民杯を區別は古人を持いたるの官別ならのでのでは、「就に書時は総て官民の別のたるとのなりの官別は

**州今州** 



#### 【秋田県所蔵】

第一章 国有林の成立

出三六

れ。

確 立 ている。これは、旧藩時代の御直山、社寺有林、あるいは御札山等が、官民有区分によって大部分官管 理 の 秋田県における森林の特色は、全国的にみて官林が量的にも、また面積的にも極めて高い位置を占め

林に編入された結果にもとづくものであった。

専心しなくてはならなかった。しかし、新政当初の混乱のため、県内全域に亘って盗伐、乱採放火等が横行したため、当時の吏員はこれらの防止に

明治九年三月には、既に官林監守人制度ができている。

乙無三十号

**医** 

分共、人名给料並官林個所等取調候米ル四月十五日限り差出可申、此旨相蓬族事官林監守人給料、是迄大蔵省ニ於テ相渡来候処、昨八年七月以降へ当省ヨリ支給可致候条、従前引続据置之分並当省へ申立設置之官林監守人給料、是迄大蔵省ニ於テ相渡来候処、昨八年七月以降へ当省ヨリ支給可致候条、従前引続据置之分並当省へ申立設置之

この布達が各府県へ一斉に出されているが、それにもとづき秋田県では明治十二年五月に次の通達をだした。

甲烯八十四号

最寄り警察署へ引渡候儀モ可有之旨、同局ヨリ照会有之候条可得其意此旨布違侯事設置相成候条、水入等ノ節へ前触示内務省違初項ニ照準遅々ナク届出可ク、且官林盆伐人等見当リ候節へ、右巡視監守人ヨリ、直ニ人民所有地エ火入之義ニ付、客談四月中第百三十番ヲ以テ触示候次第モ有之処、今般地理局ニ於テ別書之通官林巡視人及監守人ヲ

明治十二年五月八日

秋田県令 石田英吉

治九年三月には、官林精査のため内務省から調査官が来県し調査をしている。これは、旧藩時代における取締り方法をそれに基いて、この時官林巡領人を三名、官林監守人五十四名を置いて管理体制を充実した。なお、これより先、明

調べたものであろう。

区、御物中林区が置かれた。

かくして、明治前期における林政も次第に体制づけられてきたのである。

その後、明治十一年四月の林区制実施に伴ない、秋田県は第二大林区(九中林区よりなる。)の中に入り、能代中林

さらに、能代中林区には雪沢・阿仁・仁餅。久保田の四小林区、御物中林区には河辺・角館・湯沢・本庄の四小林区

が置かれるなど(内閣文庫『山林局第一回年報』)管理体制も次第に充実してきた。

#### 第二節 国有林の管理

大正末期まで って、これにしたがい、その六月には秋田大林区署が設置された。これによって、秋田山林事務所明治年代より 国有林の保護管理体制が確立してくるのは、明治十九年四月に林区署官制が制定された時からであ

で取扱っていた山林業務は、そのまま秋田大林区署に引きつがれることになった。

内の業務を取扱うことになった」(冰智端鵬『八)。目、小掛、藤琴、沖田面、岩瀬(のち扇田に改める。)、花輪、遠、角館、六郷、湯沢、本荘の十一派出所が置かれ、管県内の官林は国有林となり、地方管轄出先機関として「長木沢、早口、羽根山、仁別、岩見の五小林区署と、五十

たに十七小林区署と三十七の保護区を設置し、結局小林区署二十二、保護区四十四に整理された。そして大正十三年十としたものである。しかし明治二十三年(一八九〇)、これら派出所のうち本荘だけを残し、他はこれを廃止して、新小林区署と派出所は同一の事務を取扱ったが、経費その他の関係上、小林区署の設置をなし得なかった箇所を派出所

第一章 国有林の成立

- 資-40 -

出川力